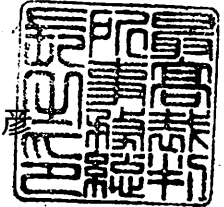


平成31年4月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成31年4月8日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考えている。

2. 理由

(1) 開示申出の内容

平成30年度高等裁判所裁判官の配置定員は358人であり、平成30年度地方・家庭裁判所裁判官の配置定員は2018人であり、その合計は2376人であるのに対し、裁判官の号別在職状況（平成30年7月1日現在）における判事は1965人であり、判事補は774人であり、その合計は2739人であって、両者の数字が全く異なる理由が分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成31年3月5日付けで、当該文書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）

を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所において、平成30年度の高等裁判所裁判官及び地方・家庭裁判所裁判官の配置定員の合計と裁判官の号別在職状況（平成30年7月1日現在）における判事及び判事補の合計が異なる理由について説明した文書は作成しておらず、取得もしていない。

また、本件申出が単に平成30年度の高等裁判所裁判官及び地方・家庭裁判所裁判官の配置定員の合計と裁判官の号別在職状況（平成30年7月1日現在）における判事及び判事補の合計の差の内訳を示す文書を含む趣旨であったとしても、これを作成しておらず、取得もしていない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。